

< 産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース） >

新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。 ※令和5年4月1日 創設

対象事業主

- ① 令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」の応募書類を提出し交付決定を受けていること
- ② 下記の労働者の雇入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと
 - a. 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること
 - b. 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること
 - c. 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること
- ③ 下記の労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと

対象労働者

「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者

- ① 次のaかbのいずれかに該当する者
 - a. 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
 - b. 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者
- ② 1年間に350万円以上の賃金が支払われる者

助成の内容

	中小企業	中小企業以外
助成額	280万円/人※1 (140万×2期※2)	200万円/人 (100万円×2期)
助成対象期間	1年	

※1 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

※2 雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します

パンフレット・申請様式・提出先

[詳細は厚生労働省 HP へ（リンク）](#)

リーフレット	パンフレット	申請様式	提出先
令和5年8月版 【 PDF 形式 835KB 】	令和5年8月版 【 PDF 形式 467KB 】	ダウンロードページ	各 ハローワーク